

秘

10年保存

基発 0401 第 10 号

平成 23 年 4 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(契 印 省 略)

「自動車運転者の労働時間等の労働条件確保のための
監督指導等について」の一部改正について

本日付で「自動車運転者時間管理等指導員規程」(厚生労働省訓第4号)が
施行されたことに伴い、平成11年4月1日付け「自動車運転者の労働時間等の
労働条件確保のための監督指導等について」の一部を別紙のとおり改正するこ
ととしたので、了知の上、適切に対応されたい。

「自動車運転者の労働時間等の労働条件確保のための監督指導等について」の一部改正について（平成 23 年 月 日付け基監
 発 第 号）新旧対照表

改正後	現行
<p>基 発 第 191 号 平成 11 年 4 月 1 日 改正 基発第 0317012 号 平成 18 年 3 月 17 日 // 基発第 0317012 号 平成 20 年 3 月 19 日 // <u>基発 0401 第 10 号</u> <u>平成 23 年 4 月 1 日</u></p>	<p>基 発 第 191 号 平成 11 年 4 月 1 日 改正 基発第 0317012 号 平成 18 年 3 月 17 日 // 基発第 0317012 号 平成 20 年 3 月 19 日</p>
<p>都道府県労働局長 殿</p>	<p>都道府県労働局長 殿</p>
<p>厚生労働省労働基準局長</p>	<p>厚生労働省労働基準局長</p>
<p>自動車運転者の労働時間等の労働条件確保のための 監督指導等について</p>	<p>自動車運転者の労働時間等の労働条件確保のための 監督指導等について</p>
<p>自動車運転者の労働時間等の労働条件確保対策については、 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号。以下「改善基準告示」という。）に基づき推進 しているところであり、その運用については、平成 9 年 3 月 11 日付け基発第 143 号「自動車運転者の労働時間等の改善のための</p>	<p>自動車運転者の労働時間等の労働条件確保対策については、 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号。以下「改善基準告示」という。）に基づき推進 しているところであり、その運用については、平成 9 年 3 月 11 日付け基発第 143 号「自動車運転者の労働時間等の改善のための</p>

基準の一部改正等について」(以下「143号通達」という。)をもって指示しているところであるが、今後は、自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保のための監督指導等については、下記によることとしたので、遺憾なきを期されたい。

記

1 略

2 周知等について

(1) 略

(2) 改善基準告示等に係る集団指導については、講師に自動車運転者時間管理等指導員を活用する等効果的・効率的な実施に配意すること。

(3) 略

3～7・別紙 略

基準の一部改正等について」(以下「143号通達」という。)をもって指示しているところであるが、今後は、自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保のための監督指導等については、下記によることとしたので、遺憾なきを期されたい。

記

1 略

2 周知等について

(1) 略

(2) 改善基準告示等に係る集団指導については、講師に自動車労務改善推進員を活用する等効果的・効率的な実施に配意すること。

(3) 略

3～7・別紙 略